

資料 9

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
環境省水・大気環境局
環境管理課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

イソシクロセラム、ベンジルアミノプリン、カルボスルファン、ベンフラカルブ

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）～ 令和 7 年 9 月 13 日（土）

（4）意見提出方法

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ・郵送

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局環境管理課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

（1）寄せられた意見数

- ・電子政府の総合窓口（e-Gov） 2 件
- ・郵送 0 件

（2）提出意見の総数 2 件

（3）提出意見に対する考え方

別紙のとおり

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	肝に銘じてほしいのは、”農薬問題も、わが国を滅亡させる大きな要因のひとつです。 平成27年あたりから進められている農薬使用の規制緩和により、日本は「世界でもっとも農薬を使っていい国」になっています。もともと日本は世界一の農薬残留大国だったのですが、それがさらに圧倒的トップに君臨した”ことです。ネオニコチノイド系（殺虫剤の一種）とグリホサート系の農薬の食品の残留基準を厳しくして下さい。環境省は、農薬をはじめとする化学物質をにわが国で使用することで、鳥のさえずりさえも聞くことができなくなってもいいのですか。 参考資料 https://go2senkyo.com/seijika/193748/posts/910916	農薬は、病虫害や雑草を防除し、安定した作物生産を確保するための重要な生産資材です。 農薬の安全確保のため、最新の科学的知見に基づき評価を実施し、使用量や使用方法を考慮したうえで問題がないことが確認された場合のみ、農林水産大臣が登録することとされています。 また、平成30年の農薬取締法の改正により、ネオニコチノイド系農薬やグリホサートを含む既に登録された農薬に対しても、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う仕組みを導入しております。 水質汚濁に係る農薬登録基準では、公共用水域の水の利用が原因となって人に被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を基に、飲み水に由来する農薬のばく露により生涯にわたって人の健康に影響が及ばない値を設定しています。 なお、食品の残留基準に関する御意見は、食品健康影響評価に関するものと考えられることから、消費者庁及び食品安全委員会に情報提供します。
2	今回の基準値の設定に賛成します。 現在は濃度規制のない農薬に対して濃度基準を定めるもので、より一層の人の健康および環境の保全に寄与するものと考えます。 また、濃度基準値は科学的知見に基づき詳細な検討が行われており、妥当であると考えます。 なお、本件に直接関係はないものの間接的に影響があると	頂いた御意見も参考に、農薬登録基準値の情報公開の充実やパブリックコメントの結果公開に係る工夫について、検討してまいります。

思われる意見を 2 件提出させていただきます。 1、基準値の公表は、環境省Webサイトにおいて当該成分の名称およびCAS登録番号により行われていますが、これを製品評価技術基盤機構が整備する化学物質データベースであるNITE-CHIRPで公開することはできないでしょうか。化学物質に関するグローバル枠組み（GFC）においても、政府が果たすべき役割に普及・啓発、教育が挙げられています。 統一のプラットフォームによる公表で、より確実に、関係者による成分の特定が可能になると考えます。 2、過去に水質汚濁に係る農薬登録基準値のパブリックコメントにおいて、理由もなく反対である旨記載されたものや、無理解や歪曲に基づく意見が散見されます。これらは意見を募集し行政運営の公正さを確保するパブリックコメントの趣旨にそぐわないと考えます。 特に陰謀論まがいのもの（例として令和 6 年10月15日公表の結果告示）は、パブリックコメントの結果公表自体が、陰謀論の宣伝につながってしまっていると危惧します。 もし今後このようなパブリックコメントの趣旨から外れるものについては結果告示に含めず、集約して「対象外の意見が〇件」とだけ記載してはどうでしょうか。	
---	--